

南米秋田県人会活動支援事業業務委託に係る企画提案競技

実施要領

秋田県政策企画部国際課

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する南米秋田県人会活動支援事業業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

また、本実施要領と、県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載している内容を優先する。

1 事業内訳

- (1) 業 務 名 南米秋田県人会活動支援事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添業務委託仕様書のとおり

2 委託予定期間

委託予定期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 委託経費（委託額の上限）

3,235,540 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和8年6月2日（火） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年6月9日（火）正午まで |
| (3) 上記質問に対する回答の掲示（最終） | 令和8年6月12日（金）午後5時まで |
| (4) 参加資格確認申請締め切り | 令和8年6月18日（木）午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和8年6月19日（金） |
| (6) 企画提案書提出締め切り | 令和8年6月26日（金）午後5時まで |
| (7) 審査による委託候補者の選定及び結果通知 | 令和8年7月3日（金）（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和8年7月中旬予定 |

5 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる（1）参加資格要件（以下「参加資格」という。）又は（2）を満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 参加資格要件

- ア 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

カ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

キ 当該業務の遂行に際し、関連法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体（以下「JV」という。）による参加を認める。

JV による場合は、全ての構成員が 5（1）イからキの要件を満たし、かつ、構成員のうち 1 以上の者は、5（1）の全ての要件を満たすものとする。

なお、JV の構成員である者は、単独での本企画提案競技への参加を不可とする。

6 手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県政策企画部国際課 調整・国際交流・多文化共生チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1-1

電 話：018-860-1218

F A X：018-860-3874

E-mail：kokusaika@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、様式第 1 号の質問票により受け付ける。

ア 受付期間：令和 8 年 6 月 9 日（火）正午まで

イ 受付場所：6 の（1）に同じ

ウ 提出方法：電子メールに限る。

エ 回答方法：質問及び回答事項をとりまとめの上、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

オ 掲載期日：随時掲載／最終：令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時まで

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- ・(様式第2号) 企画提案競技参加資格確認申請書
- ・(様式第3号) 会社概要整理票
- ・(様式第4号) 共同企業体結成届 (JVによる申請の場合のみ提出)
- ・(様式第5号) 過去2年間の主要業務実績書 (同種業務の実績を記載)
- ・(様式第6号) 参加資格確認申請受付票

イ 提出期限：令和8年6月18日(木) 午後5時まで

- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に事務局に提出のこと。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局に必着のこと。

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

エ 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

オ 参加資格の確認結果は、令和8年6月19日(金)に電子メール及び書面により通知する。

カ 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書(様式第7号)は、次により提出すること。

ア 企画提案書は、業務委託仕様書を熟読して作成すること。

イ 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判とする。

ウ 企画提案書には、図・表・その他必要と思われる資料を添付すること。

エ 企画提案は1案まで提出できることとする。

オ 提案書中に事業企画案を記載すること。

カ 委託業務を履行期限までに実施するためのスケジュールと実施体制を記載すること。

キ 委託業務を実施するために必要な経費(消費税及び地方消費税額を含む。)とその積算内訳を記載すること。

ク (賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合)直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写しを提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「企画提案競技審査要領」(以下「審査要領」という。)により確認すること。

ケ (女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合)女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料を合わせて提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「審査要領」により確認すること。

- ① (従業員数100人以下の企業に限る)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し(労働局の受付印が押印されたもの)

- ② 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
- ③ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し
- ④ 秋田県知事表彰（女性活躍・両室支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し

コ 提出部数は、6部（正1部、副5部）とする。

サ 提出方法及び場所は、事務局に持参又は郵送するものとする。（郵送の場合は事務局へ事前に電話連絡をするものとする）

シ 提出期限は、令和8年6月26日（金）午後5時までとする。郵送の場合は、令和8年6月26日（金）の消印有効とする。

ス 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

セ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、別添「審査要領」に基づき、審査会が行う。なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査会の開催

ア 原則、提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。なお、書面による審査を行う場合は、別途連絡する。

イ 審査会は秋田県庁内において開催する。開催日は令和8年7月3日（金）を予定しているが、日時等については、別途通知する。

ウ 審査会で最も優れていると認めたものを本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。ただし、提案された内容が、事業の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないこともある。

(3) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に、事務局に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）第 177 条第 1 項により、契約額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第 178 条第 3 号により、契約の相手方が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

また、委託契約額は、委託候補者との協議により別途決定する。

9 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書等の取扱

ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

(3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(4) 参加者が本件企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。